

健康情報の取扱い規程

2023年10月30日

『そもそも論』の第12回は、2019年から各事業者に作成が義務づけられている「健康情報取扱規程」です。厚生労働省から手引きが出されており、その中に参考資料として『雛型』が掲載されていますが、これにはちょっと問題があります。まず、前文に「規程の目的」が書かれており、第一条の目的に「取扱い上の注意」が書かれています。それはご愛敬としても、以下の諸点が実質的な問題です。

第一に、社内医療機関における健康情報の取扱いに関する文言がないことです。事業所内に病院や診療所(医務室)が設置されていることは少なくないと思います。医務室という名称であっても、医行為を行うために医療法に基づいて保健所に診療所開設届出がなされていることが多いでしょう。事業者が設置したとはいえ、社内組織というより独立した医療機関としての振る舞いが求められます。健康情報に関する限り、事業所の取扱規程の如何にかかわらず厳重な情報管理が必要になり、個別診療のカルテや誰が受診したかなどは門外不出です。就業管理上必要な情報は社外の医療機関と同様に本人から伝えてもらうか、本人の依頼もしくは明示的な(=文書による)同意により事業者に提供することになります。そのため、健康情報取扱規程に「社内医療機関には本規程を適用しない」旨の記載が必要です(添付規程例の第2条第2項第5号)。

第二に、「健康情報を利用する者」として医療職・心理職のほかに上司(管理監督者)や人事部門が記載されると思いますが、そのほか同僚にも協力を求める場合があります。そのため、(やや包括的な書き方で)「管理監督者から特に協力を求められた者」を加える必要があります(添付規程例の第3条第6項)。

第三に、本規程は各事業者で制定されている「個人情報の保護に関する規程」(一般規程)に対する特別規程に位置づけられるので、健康情報に固有な事項以外は記載する必要がありません。雛型にある「第三者から提供を受ける場合の取扱い」「事業承継や組織変更に伴う引継ぎ」「苦情の処理」「周知の方法」「教育・啓発」も一般的な個人情報の枠組みで行えばよいことなので、健康情報取扱規程への記載は不要です(添付規程例の第4条)。

このようにすると、骨太で、結構スッキリした規程になります。私が勤めていたところで法規担当者といつしょにゼロベースで作った規程を一般化したもの添付しますので、ご参照ください。

○○株式会社における従業員の健康情報の取扱いに関する規程(例)

令和〇年〇月〇日 会社規程第〇号

(目的)

第1条 この規程は、○○株式会社(以下「当社」という。)の従業員等の安全と健康を確保するための業務を適切に行うため、業務上知り得た従業員等の個人情報のうち、心身の健康に関するもの(以下「健康情報」という。)を適切に取り扱うために必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において「従業員等」とは、当社の役員及び従業員(派遣労働者を含む。)をいう。

2 この規程において「健康情報」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 労働安全衛生法(昭和47年法律第57号。以下「法」という。)に定める健康診断、保健指導、面接指導等において得られた従業員等の心身の健康に関する情報(従業員等であった者の健康情報を含む。以下この項において同じ。)
- (2) 休職、復職、退職又は休暇の手続において得られた従業員等の心身の健康に関する情報
- (3) 従業員等から任意に提出された当該従業員等の心身の健康に関する情報
- (4) 前各号に掲げるもののほか、当社の業務において得られた従業員等の心身の健康に関する情報
- (5) 前各号に掲げるもののうち、医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項及び第2項に規定する病院及び診療所における医療によって得られた従業員等の心身の健康に関する情報は、当該従業員等が任意に当社に提出した場合を除いて、本規程の対象としない。

3 この規程において「健康情報等の取扱い」とは、健康情報等の取得、加工、使用、保管、提供及び廃棄を行う。

(健康情報等を取り扱う者及びその権限並びに取り扱う健康情報等の範囲)

第3条 個々の従業員等に関する健康情報等を取り扱う者は、次の各号に掲げる者とし、その権限及び取り扱う健康情報等の範囲は、労働安全衛生担当の執行役員が別に定める。

- (1) 対象となる従業員等の人事権を有する管理監督者
- (2) 選任された産業医、心理カウンセラー及び保健師
- (3) 労働安全衛生法に定める職場における従業員の安全と健康の確保に関する業務に従事する従業員等
- (4) 健康保険組合に関する業務に従事する従業員等
- (5) 人事に関する業務に従事する従業員等
- (6) 対象となる従業員等の就業に際して産業医が勧告した措置を講ずるために、当該従業員等の管理監督者から特に協力を求められた従業員等

(雑則)

第4条 健康情報等の取扱いに関してこの規程に定めのない事項は、○○株式会社における個人情報の保護に関する規程(平成〇年会社規程第〇号。)の定めによる。

附 則

この規程は、令和 年 月 日から施行する。

○○株式会社における従業員等の健康情報の取扱いに関する規程

第3条

健康情報等を取り扱う者及びその権限並びに取り扱う健康情報等の範囲

健康情報等を取り扱う者	健康情報等の範囲	権限
(1) 取り扱いの対象である従業員等の人事権を有する管理監督者	人事管理対象の従業員等若しくはその正当な代理人が提供した当該従業員等の健康情報 産業医・心理カウンセラー若しくは主治医が提供した人事管理対象の従業員等の健康情報	提供を受けた健康情報の使用、保管、関係者への提供、廃棄
(2) 産業医、心理カウンセラー、保健師	従業員等の健康情報	健康情報の新たな取得、加工・修正、保管、関係者への提供、廃棄
(3) 職場における従業員等の安全と健康を確保に関する業務に従事する従業員等	従業員等若しくはその正当な代理人が提供した健康情報 産業医、心理カウンセラー若しくは主治医が提供した健康情報	提供を受けた健康情報の加工・修正、保管、関係者への提供、廃棄
(4) 健康保険組合に関する業務に従事する従業員等	当社に所属する○○健康保険組合員の人間ドック結果及び医療費に関する情報	定期健康診断結果の受領及び健康保険組合本部への提供
(5) 人事に関する業務に従事する従業員等	従業員等若しくはその正当な代理人が提供した健康情報 産業医、心理カウンセラー若しくは主治医が提供した健康情報	提供を受けた健康情報の使用、保管、関係者への提供、廃棄
(6) 当該従業員等の管理監督者から特に協力を求められた従業員等	人事管理対象の従業員等若しくはその正当な代理人が提供した当該従業員等の健康情報 産業医、心理カウンセラー若しくは主治医が提供した人事管理対象の従業員等の健康情報	提供を受けた健康情報の使用、保管、関係者への提供、廃棄